

**児童養護施設等における児童間性暴力の
予防・発見・対応に関する実践モデル開発に関する研究
—量的調査の予備調査の結果から垣間見るもの—**

○ 関西学院大学 原 弘輝 (9590)

遠藤 洋二 (関西福祉科学大学・7244)

キーワード：児童福祉施設・児童間性暴力・量的調査

1. 研究目的

児童養護施設・児童自立支援施設・障害児支援施設等の入所型児童福祉施設における児童間性暴力は大きな問題となっており、「施設および児童相談所は有効な対策を講じることができないまま、加害児童を別の施設へ移す（措置変更）という対症療法に頼らざるを得ないのが現状である」（遠藤：2016）。施設における児童間性暴力については実践経験・研究の中で筆者らなりの印象は得ているが、客観的に明らかにされたような包括的な調査研究は殆どなされていない。そこで本研究では、児童間性暴力の「予防」・「発見」・「対応」が包括された実践的（他職種連携）モデルを提示することを研究の最終目的としている。

2. 研究の視点および方法

本研究では、研究目的のために量的・質的調査によって児童間性暴力の現状と課題を客観的データに基づき、明らかにする。今回の報告では、量的調査の前段階として2018年度に実施した、予備調査の結果について報告する。

3. 倫理的配慮

本研究は施設における児童同士の性暴力という極めてデリケートな問題を扱うため、倫理的配慮に関しては特段の措置を講じた。本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理規程」にのっとると同時に、共同発表者が所属する関西福祉科学大学研究倫理審査会の承認を得た上に実施したものである。なお、予備的調査は、発表者らが所属する「神戸児童間性暴力研究会」のメンバーが勤務する施設において施設長の承認を得たうえで行われ、本調査においては、研究会メンバーが調査対象の施設を訪問し、調査の趣旨、個人情報保護に関する事項等を説明し、同意書を徴収上で構造化インタビューを実施している。

4. 研究結果

全国10施設の児童養護施設より合計60ケースの回答を得た。加害児、被害児の性別にはそれぞれのべ人数で、加害児が男児（52名）、女児（8名）となっており、被害児が男児（30名）、女児（30名）となっている。知的能力については、加害児が普通域～境界域：41名、軽度域以下：19名、被害児が普通域～境界域：38名、軽度域以下：22名となった。

(1) 性加害-被害関係に関する分析

加害-被害関係については、男児→男児：25件、男児→女児：27件、女児→男児：5件、女児→女児：3件となっており、男児→女児が最も多くなっている。加害-被害性別関係を同性間による事案、異性間による事案に分類したところ、同性間：28件、異性間：32件、であった。そこで、加害-被害性別関係と事案発生場所（施設敷地内、施設敷地外）でクロス集計を実施した。同性間では9割以上が敷地内で発生しているのに対し、異性間では6割ほどに留まり、約4割が敷地外で発生している。5%水準で有意であった。

(2) 発覚の経緯について

事案発覚の端緒については、職員の発見：9件、被害児の申告：33件、加害児の申告：2件、他児の申告：14件となっている。事案発覚の端緒を被害児申告とそれ以外に分類し、被害児の性別とクロス集計したところ、男児は被害児申告の割合が高い（78.3%）のに対し、女児ではそれ以外が63.3%を占めるなど被害児の性別によって差異がみられた。有意水準は1%水準で有意であった。

5. 考察

基本属性から見えるものとして、知的能力が軽度域以下の児童の割合は加害・被害ともに4割程度となっている。平成25年の厚生労働省の調査において児童養護施設入所児童のうち「知的障害あり」の回答が12.3%であったことを踏まえると、知的障害を持つ児童が事案に関与する割合が加害、被害ともに高い、と言える。ただし、今回の調査ではのべ人数で分析を行っているため本調査ではその点に留意しての分析が必要となる。

(1) 性別に関する分析より

今回の調査では、男児→女児、男児→男児、のケースが多く加害児としては男児：52件、女児：8件と男児からの加害のケースが多く挙げられている。施設内の「支配-被支配」の道具として性が利用される、という意味合いで、男児→男児のケースが多いのは推察されているが、男児→女児のような異性間でのケースも多く報告されたのが興味深い。「支配-被支配」という観点では、同性間において、施設の在籍年数など集団生活における文化の部分についても本調査では着目することが必要と言える。

同性間事案と異性間事案によって事案発生場所に異なる傾向が見られた点についても興味深い。これについては、男女の生活空間が分かれており施設内では同性と過ごす時間が圧倒的に長い、といった施設の生活様式に起因する可能性もある。この点についても本調査によって施設の生活様式による差異等の分析も進めて行く必要があるだろう。

(2) 発覚の経緯に関する分析結果より

男児、女児ともに30件ずつの被害ケースがあるが、発覚の端緒について、男児は被害児自らによる申告が多く、一方で女児はその他による端緒が多い。女児のケースを細かく見ていくと、他児の申告によって発覚しているケースが被害児の申告と同数になっている。他児の申告による発覚が多い要因としては、事案が目撃されているケースが多い、職員に申告することに抵抗があり友人に相談するケースが多い、など様々な可能性が考えられる。今回の予備調査ではその要因やプロセス等について明らかにすることができなかつたため、今後の本調査や量的調査後に実施する質的調査によって、明らかにしていきたい。

なお、本調査については第49回三菱財団社会福祉研究助成（採択番号30308）を受け、研究を進めて行くものとする。

【参考資料】

遠藤洋二（2016）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更された児童の背景にあるもの～措置変更児童に関する全国調査からの一考察～」『児童養護実践研究第5号』児童養護実践学会、pp12～26

厚生労働省資料（2015）、児童養護施設入所児童等調査の結果（平成25年2月1日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071187.html>